

平成 28 年 2 月 26 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ  
(コード番号 8306)

### 債務免除特約および劣後特約付国内公募無担保永久社債の発行について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 <sup>ひらの のぶゆき</sup> 平野 信行）は、本日、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ第 3 回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）を発行することを下記の通り決定いたしました。

#### 記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 第3回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）	
1. 社債の総額	3,000億円
2. 年限	永久 (ただし、平成38年7月15日以降の各利払日、または税務事由もしくは資本事由が発生した場合において、当社任意の償還をすることができる。)
3. 各社債の金額	1億円
4. 払込金額	額面100円につき金100円
5. 利率	平成 28 年 3 月 3 日の翌日から平成 38 年 7 月 15 日まで 年 1.94% 平成 38 年 7 月 15 日の翌日以降 6 ヶ月ユーロ円 LIBOR + 1.80%
6. 申込期間	平成28年2月26日
7. 払込期日	平成28年3月3日
8. 利払日	毎年1月15日および7月15日
9. 利払停止に関する特約の概要	(1) 任意利払停止 当社は、本永久社債の利払いの停止が必要であるとその完全な裁量により判断する場合、本永久社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、当社は、その直前の配当基準日に係る株式の金銭の配当（配当最優先株式については、優先配当金の半額に本永久社債につき支払われる利息額が本永久社債につき支払うべき利息額に占める割合を乗じた額を超える額の金銭の配当）等を行わない。 (2) 利払可能額制限 当社が利払日に支払うべき本永久社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、当社は、当該利払可能額を超える金額について、本永久社債の利息の支払を行わない。（「利払可能額」とは、調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本永久社債の利息の額および各配当最優先株式・各同順位証券の配当等の額で按分して算出される額をいい、「調整後分配可能額」とは、当該利払日における当社の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以後当該利払日の前日までに支払われた本永久社債・同順位証券・劣後証券の利息等の総額を控除した額をいう。） 上記(1)または(2)にもとづき支払われなかった本永久社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

10. 債務免除に関する特約の概要	<p>(1) 損失吸収事由に係る債務免除 当社が報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合（以下、「損失吸収事由」という。）、各本永久社債の元金のうち、各本永久社債の元金の一部の免除および他の各負債性その他Tier1資本調達手段の元金の全部または一部の免除または普通株式転換により当社の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額をこれらの元金額で按分して算出される額のうち、各本永久社債に係る按分額に相当する金額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、当社は、各本永久社債にもとづく元利金の支払義務を免除される。</p> <p>(2) 実質破綻事由に係る債務免除 当社につき預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われた場合、当社は、本永久社債にもとづく元利金の支払義務を免除される。</p> <p>(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除 当社につき倒産手続の開始の決定等がなされた場合、当社は、本永久社債にもとづく元利金の支払義務を免除される。</p>
11. 元金回復に関する特約の概要	<p>損失吸収事由の発生により、本永久社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額について、当該支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。（「元金回復事由」とは、元金回復がなされた直後においても十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、当社が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。）</p>
12. 資金使途	<p>当社および当社の連結子会社の自己資本の充実のための資金（連結子会社への劣後資金の貸付を含む。）。なお、本永久社債は、現在適用されている自己資本比率規制上、当社のその他Tier1資本に係る基礎項目として扱われる。</p>
13. 優先順位	<p>本永久社債は、当社の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、実質的に、当社の一般債権者・期限付劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式・優先出資証券と同順位となる。</p>
14. 発行形態	<p>国内一般募集</p>
15. 主幹事証券会社	<p>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</p>
16. 引受証券会社	<p>モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社、大和証券株式会社、野村証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、シティグループ証券株式会社、パークレイズ証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社</p>
17. 財務代理人	<p>株式会社三菱東京UFJ銀行</p>
18. 振替機関	<p>株式会社証券保管振替機構</p>

以上

(照会先)

三菱UFJフィナンシャル・グループ コーポレート・コミュニケーション部 広報室 03-3240-7651

ご注意：この文書は、当社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第3回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）の発行に関して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、これを意図するものでもありません。本永久社債は、1933年米国証券法にもとづく登録は行われておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法にもとづく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。